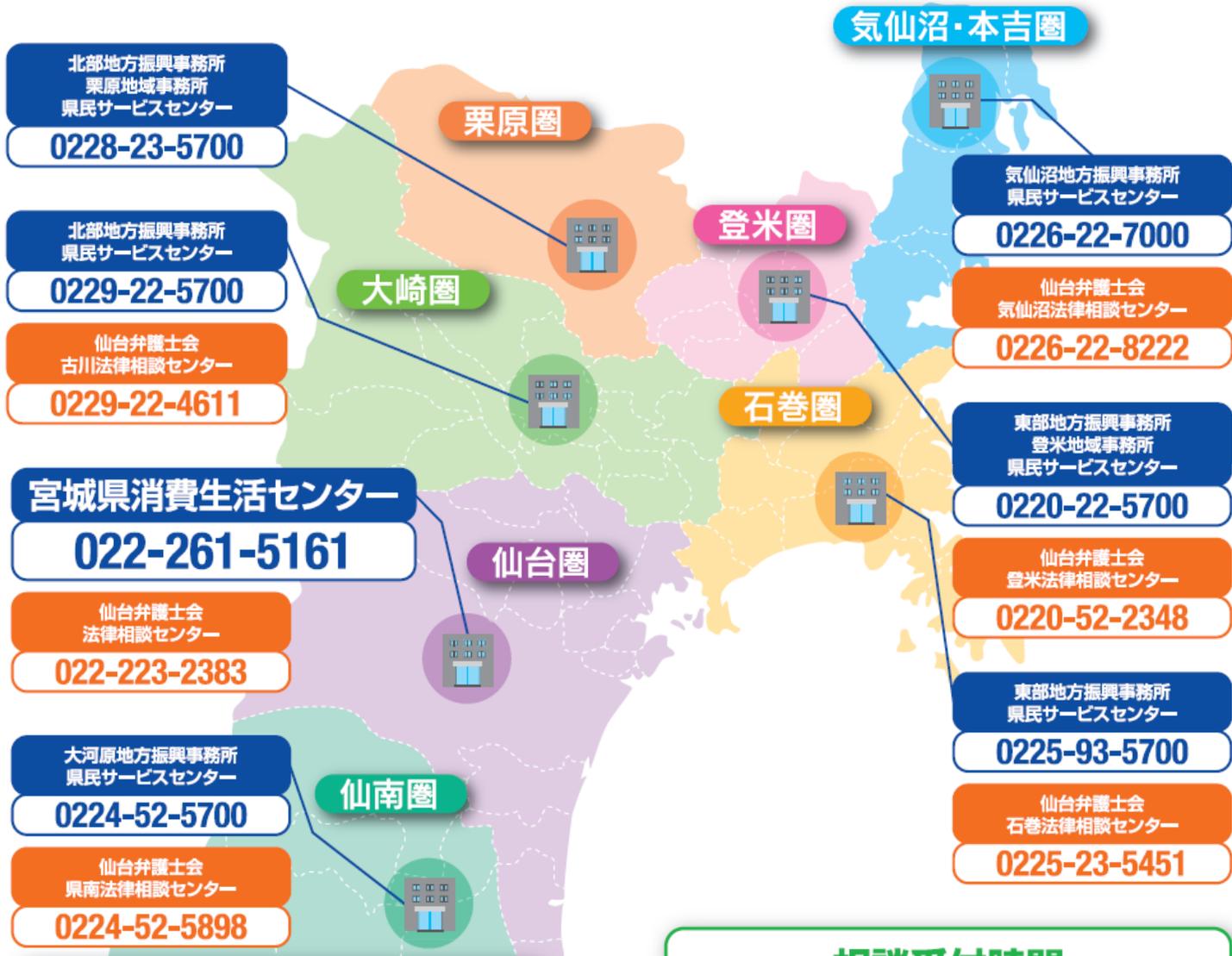


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで（電話 022-211-2524）

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

- ◆消費生活センターに相談しましょう！
- ◆国民生活センター等をかたる不審な電話にご注意ください
- ◆奨学金の借りすぎに注意
- ◆マルチ商法「必ず儲かる」ことはありません！



消費生活センターに相談しましょう！

皆さんは「消費生活センター」をご存じですか？

消費生活センターは、消費者と事業者との間に発生した商品やサービスの契約に関するトラブルや、製品事故、借金などの消費生活に関する相談を受け付けている行政機関です。専門の相談員がトラブルを解決するための助言やお手伝いをしています。電話はもちろん、対面での相談も受け付けています。**相談は無料**なので、**不安なことや困ったことがあったときは、1人で悩まず相談しましょう！**



消費生活センターを活用してください

< 出前講座 >

県消費生活センターの相談員が、皆さんのところに伺い、消費生活センターへ実際に寄せられた相談をもとに、最新の消費者トラブルや被害に遭わないためのポイントなどをお話しします。

講座は無料です！開催希望日の1ヵ月前までにお電話で申込をお願いします。日程の調整を行います。



< 啓発資材を提供します >

DVD・パネルの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**です！在庫を確認しますので、お電話でお問合せください。

- DVD等のレンタル期間
概ね1～2週間
- リーフレットの配付枚数
概ね100枚まで



©宮城県・旭プロダクション

★宮城県消費生活センター★

ご相談は **022-261-5161** (相談受付時間は裏面のとおりです)

出前講座やリーフレットの申込みは **022-261-5164**

国民生活センター等をかたる不審な電話にご注意ください

電話で国民生活センターや消費生活センター等の公的機関をかたり、「個人情報が出ています」などと話し、最終的にお金をだまし取る詐欺が発生しています。



事例

国民生活センターを名乗る人から電話があり「あなたの個人情報が漏れて、通信販売業者など3社に登録されている。名義を変更しなくてはならない」とわれ、名義を貸してくれるというNPO法人に所属する人を紹介された。後日、その人から、「震災関連の除染機械1600万円を名義変更前のあなたの名前で購入してしまった。このままお金を払わないと、あなたも警察に捕まってしまう」とわれ、指示どおりに500万円を小包で送った。その後、心配で電話をかけたがつながらない。

★アドバイス★

- 国民生活センターや自治体の消費生活センターから「個人情報が出ています」などと電話をかけることは絶対にありません。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 電話に出ると切りにくくなります。留守番電話機能を利用して、かかってきた電話には出ないで、必要な相手にだけ電話をかけ直す方法も有効です。
- 全国では電話以外にも、はがきで身に覚えのない料金の支払いを要求された、という相談も寄せられています。
- お金を渡してしまうと、取り戻すことは極めて困難です。同様の電話を受けた際には、お金を渡さずにお住まいの地域の消費生活相談窓口等にご相談ください。

奨学金の借りに注意

奨学金とは、経済的理由で修学が困難な学生に学資の貸与または給付を行い、学生等が安心して学べるようにする制度です。返還不要な「給付型」に対し、「貸与型」は一般の借金と同じで卒業後に返還をしなければなりません。

「よくわからないけど、とりあえず借りておこう」などと、必要以上に奨学金を借りようとしていませんか？貸与型奨学金は、借金です！！

滞納した場合の一例

1. 3か月以上滞納すると、信用情報機関に登録される。
→スマートフォンの分割払いや、クレジットカードの発行・利用、車や住宅ローンなどが組めなくなる。
2. その後も滞納すると、債権回収業者から督促を受ける。
自宅への訪問や、勤務先へ電話がくる。
3. それでも応じないと、裁判所から支払督促が届く。
4. どうしても返済できず、自己破産してしまう人も…。

貸与型奨学金を利用する際は、卒業後に返済の目処が立つよう、**借りに注意**しましょう。



★ 返済困難になったら、返済先にまず相談！（期限の猶予や減免など、救済措置があることも）お住まいの地域の消費生活相談窓口でも相談を受け付けています。

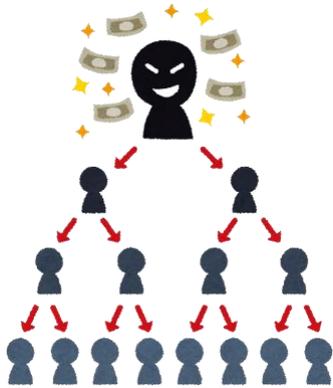
マルチ商法「必ず儲かる」ことはありません！

若者をターゲットに、友人や先輩、SNSの知人などから連絡があり、カフェなどで、「楽しんで稼ぎたくない？」「儲かっているよ。」等と勧誘して契約させるマルチ商法（ネットワークビジネス）*の消費者トラブルが発生しています。学生ローンで借金をさせてまで契約させるケースもあります。

高校のときの同級生に、スマホで簡単に何十万円も稼げるというビジネスの勉強会に誘われた。講師から「ビジネスのノウハウを伝授する。3人紹介すれば儲かる」などと説明を受けた。入会金8万円と月謝3万円がかかると言われ、お金がないから払えないと言ったが、「学生ローンで借りればいい」としつこく勧誘され、契約してしまった。数人の友人にインターネットビジネスについて話したが加入してもらえず、「負担した入会金や月謝はすぐに取り返せる」という説明と違う。



*マルチ商法(ネットワークビジネス)とは



マルチ商法とは、商品やサービスを契約して販売組織に加入し、次は自分が買い手を探して新しい人を販売組織に加入させることで、ピラミッド式に組織を拡大させていく商法です。ネットワークビジネスとも呼ばれています。

実際に販売組織の会員になっても、簡単に販売成果が得られるわけではありません。自分のネットワーク（友人関係など）にものを販売することは大変難しいことです。商品が売ることができず借金と商品だけが残ってしまったり、自らが販売・勧誘したことで友人などに負担を背負わせてしまったり、また、しつこく周りを勧誘することで自分の信頼を失ってしまったりと、問題の起こりやすい販売方法です。

★アドバイス★

- 「簡単に儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に契約してはいけません。
- 身近な人からの勧誘であっても、契約の意思がない場合は毅然とした態度で断りましょう。
- 万が一契約してしまっても、マルチ商法（ネットワークビジネス）の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含め20日以内であればクーリング・オフすることができます。
- 不安なことがあったり、トラブルに巻き込まれてしまったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口へすぐ相談しましょう。



お断りします